

アナログ方式のレピータ局の周波数及び無線設備等の条件について

「レピータ局等の開設の基準及び手続等に関する規約」第4条第2項第4号の規定により、アナログ方式によるレピータ局の周波数及び無線設備の条件を次のとおり定める。

1 周波数

レピータ局の使用する入出力周波数は、別表の周波数の中から選定する。なお、430MHz帯及び1200MHz帯については、入力周波数と出力周波数を反転して使用することができる。

2 設置場所の条件

アマチュア業務の遂行上適切な場所であり、かつ、容易に維持、管理ができる場所であること。

3 無線設備等の条件

(1) 中継は、図1に示す一のレピータ局により行うものであること。ただし、次に掲げる場合は二若しくは必要最小限のレピータ局を連続的に介して中継回線を構成することができる。

ア 29MHz帯の周波数にかかるレピータ局の場合。この場合において、前段と後段のレピータ局の中継に無線を使用する場合は、次の条件を満たしていること。(図2に示す。)

① 周波数は、総務省告示「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」の430MHz帯及び1200MHz帯のFM系の電波を使用する区分のものであること。

② 前段のレピータ局の空中線電力は10ワット(1200MHz帯は1ワット)以下であり、必要最小限のものであること。

③ 送信空中線は、指向性のあるものであること。

イ 公衆網に接続することによって一体として構成される必要最小限のレピータ局による中継を行う場合は、次の条件を満たしていること。(図3に示す。)

① 一体運用するレピータ局は、原則として5局までとすること。なお、それを超える場合は承認を得ること。

② 他レピータとの接続は特定のレピータを起動するものとし、不特定多数のレピータ等を起動する接続をしないこと。

(2) 無線設備は、アマチュア局(移動しない局)の条件に適合すること。

(3) 空中線電力は、次のとおりであること。

| | |
|-------------------------------------|---------|
| ア 29MHz帯のレピータ局 | 50ワット以下 |
| イ 430MHz帯のレピータ局 | 10ワット以下 |
| ウ 1200MHz帯のレピータ局 | 1ワット以下 |
| エ 2400MHz帯、5600MHz帯及び10.1GHz帯のレピータ局 | 2ワット以下 |

(4) 同一周波数帯では、二以上の周波数を同時に送信するものでないこと。

(5) 受信電波により送信装置を起動させる方式は、次のとおりであること。

ア. 29MHz 帯のレピータ局

トーンバースト起動方式とし、そのトーン信号周波数は 88.5Hz であること。

イ. ア以外のレピータ局

トーン起動方式 (CTCSS) とし、そのトーン信号周波数は 88.5Hz であること。ただし、同一周波数のレピータ局の同時起動を防止する必要がある場合は、88.5Hz に代えて 77Hz 又は 100Hz のトーン信号周波数を指定することができる。

- (6) 回線構成が図 2 の場合における前段のレピータ局を除き、送信電波には、レピータ局を起動させるための信号は付加しないものであること。
- (7) 受信する電波が停止したときは、送信電波の発射を 5 秒以内に停止することができるものであること。
- (8) 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、すくなくとも 10 分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

4 専用線又はインターネットにより遠隔操作を行う場合の条件

専用線又はインターネットに接続して遠隔操作を行う場合は、次の事項が確認できるものであること。

(1) 専用線による場合

- ① 電波の発射が確認できるものであること。
- ② 免許人（管理団体の構成員）以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
- ③ 制御項目は、無線設備の起動及び停止に限るものであること。
- ④ 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから 3 時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的な方法が確認できるものであること。

(2) インターネットによる場合

- ① (1)の①、②、③及び④の事項。
- ② 免許人（管理団体の構成員）以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。
- ③ 運用中は、常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的な措置が確認できるものであること。

5 公衆網との接続の条件

公衆網に接続するものにあつては、次の事項が確認できるものであること。

- (1) 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行う状態であること。
- (2) 無線設備を直ちに操作できる状態であること。

附則 本条件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)

第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 本条件の改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。(第 69 回理事会決定)

令和 5 年 10 月 1 日改正 3(1)

改正、追加 3(1)イ、3(3)

繰り下げ 3(3)ウをエ